# 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行期日は平成二十三年四月一日とすること。